

# 台風等による建物内への浸水から 施設・設備の被害防止を図りましょう。

令和元年の台風19号においては、タワーマンションの地下の電気設備の浸水被害が発生しました。

建物内への浸水により電気設備が故障すると、火災の時に警報が鳴らなかつたり、屋内消火栓のポンプが作動しないなどの支障が生じることになるため、地階の変電設備、非常電源、消火栓ポンプ等に対する浸水被害防止について検討しましょう。

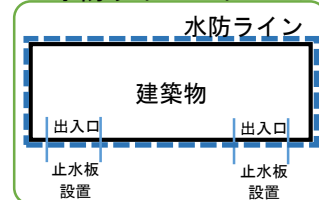
止水板の設置イメージ



## 浸水被害の防止策の検討

- ① 東京都や区市町村が提供している浸水予想区域図、洪水ハザードマップにより予想される浸水深さ等の浸水危険を把握しましょう。
- ② 水防ライン（浸水を防止することを目標として設定するライン）を定めて、当該ライン上の浸水が予想される経路に浸水防止措置（止水板、土のう、排水ポンプ等）を検討しましょう。

水防ラインのイメージ



検討に当たっては、管理会社、建物の設計会社又は施工会社等の専門技術者に相談するほか、次のホームページを参照ください。

### 参考資料

マンション管理ガイドブック  
（参考事項28 風水害対策）

東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課編集、発行

### QRコード



### 参考資料

国土交通省及び経済産業省で対策が検討されている「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」

### QRコード



- ③ 検討の結果、実施する浸水防止措置の自衛消防活動要領を定めましょう。なお、活動要領を定めるに当たって作業時間及び行政機関等から提供される警報などの情報を勘案し、避難に支障のない浸水防止措置の開始時機を事前に決めておきましょう。

## 浸水被害の防止策を見直した場合

### 消防計画の届出

消防計画作成(変更)届出書はこちら

- 別紙の消防計画記載例及び解説を参考に、浸水被害の防止に係る自衛消防活動を定め、変更した部分を消防計画作成（変更）届出書に添付し、管轄消防署へ届出てください。

### QRコード



### 浸水防止措置の訓練

自衛消防訓練通知書はこちら

- 台風シーズンの前には、浸水防止措置等の自衛消防訓練を実施しましょう。実施する場合は、努めて管轄の消防署へ自衛消防訓練通知書を届出てください。

### QRコード



# 台風等による被害が予想される場合の自衛消防活動

被害の予報や警報

## 情報収集

テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、建物の周囲の気象情報、降雨、冠水等の状況を把握する。

## 資器材の準備

資器材を使いやすい場所に搬送したり、設定準備をする。



## 周囲の確認

建物の周りを巡回して、排水口がゴミ等により塞がっていないか、外れそうな看板等が無いかなどを確認する。



被害の可能性大、被害発生

## 立入制限

地下への立入禁止やエレベーターの使用を制限する。

## 浸水防止措置

防水板、土のう、排水ポンプ等を設置する。



## 避難

低層階に居住する人は、上階の共有スペースや避難所へ避難する。  
※ 歩行困難な人がいる場合には、早めに避難開始する。



## ○ ポイント ○

台風のシーズン前に、自衛消防活動の内容を確認し、いざというときに行動できるように、訓練しておきましょう。

## ◆台風シーズン到来前に確認しておく内容◆

## ○ ポイント ○

ハザードマップは、「想定し得る最大規模の降雨」を想定した改定図へ順次変更されているため定期的に確認しておきましょう。



配置されている資器材の確認・点検

- ・ヘルメット
- ・懐中電灯
- ・防水板等
- ・排水ポンプ



東京消防庁  
火災予防コールセンター

☎03-3253-0119

受付時間：平日（月～金）午前9時00分～午後5時00分  
※土・日・祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

皆さまの火災予防に関する疑問にお答えします。



問合せ先

